

生活者ネットワーク 区議会ニュース 2020年3月臨時号

「香害」知ってる？ 学校での対応は？

区立小中学校のアンケート調査結果を報告

★東京・生活者ネットワーク政策委員会による香害についてのアンケートの調査が行われました。東京全体の調査結果は、東京・生活者ネットワークのホームページでご覧ください。 <https://www.seikatsusha.me/>

「香害」とは、柔軟剤仕上げ剤や制汗剤、整髪料、芳香剤などの香料に含まれる化学物質が原因で発症する、めまいや吐き気、頭痛などの健康被害のことです。化学物質過敏症の原因の一つとされています。

保護者から「給食白衣の強い香りで気分が悪くなった」などの相談が寄せられるようになり、これまで対応を区に求めてきました。やっと「香害」や「化学物質過敏症」の啓発チラシが作られましたが、認識を広めるための活用は十分ではありません。相談を受ける中で、学校によって対応に差があることがわかり、改善を求めています。現状を把握するために、2019年11月、区立小中学校（小学校65校、中学校33校）にアンケートを郵送し、調査を依頼しました。20校（小学校9校、中学校11校）から回答がありました。

※下記はアンケート回答の抜粋です。

問 学校等で働く教員や職員など学校関係者、強い香りの着香製品の使用自粛を呼びかけているか。

いる 小学校5校/9校 中学校 2校/11校

問 児童生徒等及び保護者や地域関係者に、強い香りの着香製品の自粛をポスターやホームページで、啓発しているか。

いる 小学校5校/9校 中学校3校/11校

問 教室内に香料臭が充満することのないよう、空気質に配慮し季節を問わず換気の励行を呼びかけているか。

いる 小学校7校/9校 中学校8校/11校

問 給食着の洗濯について、強い香りの着香製品の使用自粛を呼びかけているか。

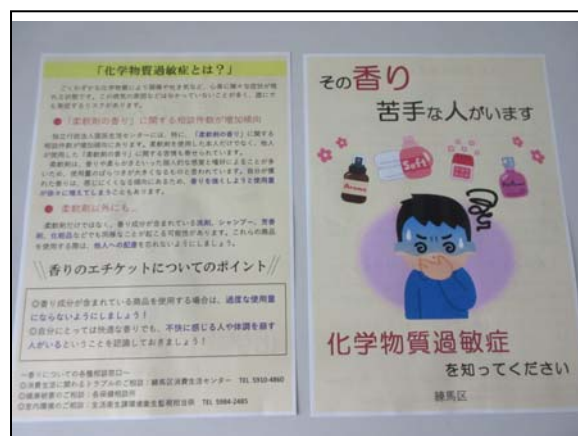
いる 小学校1校/9校 中学校1校/11校

問 個人用の給食着を用意することを認めているか。

いる 小学校2項/9校 中学校1項/11校

⇒認めている場合、給食着は各自購入となるのか。

なる 0校 ならない 小学校1校 中学校1校



（練馬区作成したリーフレット）

自由記述では「香害ということばを初めて知った」「保健だよりで化学物質過敏症について周知した。保護者からの申し出には適切に状況を聞き取って対応したい」「本校では特に問題になっていないが、香害は社会問題の一つであると感じている」など、認識に差がありました。

回答した学校のほとんどが「申し出があれば相談にのり、適切に対応する」という姿勢です。気になることは相談してみてください。



区議会議員 やない克子

保健福祉委員会／交通対策等特別委員会
ホームページ <http://yanai.seikatsusha.me>



区議会議員 きみがき圭子

区民生活委員会／都市農業・みどり環境等特別委員会
ホームページ <http://kimigaki.seikatsusha.me>



東京都が、ヘイトスピーチ初認定

練馬区での在日朝鮮人を不当に差別する街宣・言動は、
都人権条例に照らしヘイトスピーチである

練馬区では毎月20日に、西武線駅前朝朝鮮高校の授業料無償化を求める街頭アピールを行っています。呼びかけているのは「全ての学校に高校授業料無償化を！練馬の会」。私たちもできる限り毎月参加しています。

◆朝鮮高校だけ無償化から排除 — その違憲性を問う

高校授業料無償化制度は、「全ての子どもたちに教育の機会を保障する」ことを目的として2010年に始まった制度です。国公立高校をはじめ、特別支援学校や専修学校、各種学校も対象となっています。

ところが各種学校である外国人学校のうち、朝鮮高校だけが政治的な理由から無償化の対象から外され、そのまま現在に至っています。国連子どもの権利委員会からも「朝鮮学校への適用を促進するために基準を見直すこと」と勧告を受けています。

◆朝鮮高校への差別撤回を求める市民街宣を妨害言動 — 都はヘイトスピーチと認定！

昨年5月20日、練馬駅前での、朝鮮高校の授業料無償化を求める街頭アピールの日に、すぐ近くで別の団体が、在日朝鮮人に対する聞くに堪えない差別的言動を振り撒く街宣を行っていて、警察官も立ち合っていました。

この日は朝鮮高校の生徒たちも大勢参加していたのですが、不愉快な思いをしながらも頑張って無償化の適用を求めるアピールをしました。

この差別的言動について、無償化の会のメンバーが「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現をめざす条例」の規定により設置されている審査会に審査請求しました。審査会の「不当な差別的言動に該当する」との意見を聴取した都は10月「いわゆるヘイトスピーチはあってはならないものであり、条例に基づき公表し、このような本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消を推進していく」と表明しました。

ヘイトスピーチの初めての認定が練馬区で起きたことは、とても残念ですが、認定され、公表されたことは一歩前進です。

◆あってはならないヘイトスピーチ — 区の見解と対応は？

昨年12月の区議会の一般質問で、この事件についての区の見解を区報やホームページで公表し、区民への啓発をすべきこと、またヘイトスピーチをなくすための施策の充実を求め質問しました。

「国籍、民族等を理由として地域社会から排除することを扇動するヘイトスピーチは、決して許されない差別行為。策定中の第5次男女共同参画計画にもヘイトスピーチ解消を『人権尊重と男女平等の推進』の施策の中に位置づけている。今後も差別的言動の根絶に向けた取り組みを進める」という区の考えは確認できましたが、肝心の区の見解をホームページで公表することについては答弁がありませんでした。川崎市では昨年12月、全国で初めての「ヘイトスピーチ禁止条例」が市議会で可決し、今年7月から施行、最高50万円の刑事罰が科されます。

東京2020オリンピック・パラリンピックを契機とした都条例に基づいた公表だけに終わらせず、不当な差別行為は人権侵害であることを国・都・区があらゆる機会において発信するべきです。「誰をも排除しない社会」をめざし今後も活動していきます。

2020年3月1日 発行 生活者ネットワーク 発行責任者 やない克子
〒176-0001 練馬区練馬1-15-1-302 TEL: 03-3993-4899 FAX: 03-5999-4632
Web ページ: <http://nerima-seikatsusya.net/>
メール: net-gikai@jcom.home.ne.jp ご意見・ご質問をお寄せください

